

## 産業構造審議会知的財産分科会 第6回営業秘密の保護・活用に関する小委員会議事録

諸永室長　それでは、定刻となりましたので、ただいまより産業構造審議会知的財産分科会営業秘密の保護・活用に関する小委員会の第6回会合を開催します。

事務局を担当しております知的財産政策室長の諸永でございます。よろしくお願いいたします。

そして、今回、第6回という区切りにはなりますけれども、皆様にご提示させていただいているように、新しい検討のテーマという形で議論を進めてまいりますので、議論に入ります前に、まず、当局の局長の柳瀬から一言ご挨拶申し上げたいと思います。

柳瀬局長　経済産業政策局長の柳瀬でございます。本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

第4次産業革命の中でデータの収集・利活用が最大の鍵になると。これは異論のないところでございます。今、この第4次産業革命のところで、第1幕はバーチャルなデータ、検索エンジンやSNSでとるデータをどれだけ収集して利活用するか。この第1幕については、残念ながら、Google、Apple、Amazon、その他に比べて完全に日本が出遅れた。実質、プラットフォームを完全に握られてしまったということでございますが、これが今、主戦上明らかに第2幕、リアルなデータ、健康情報、自動走行の情報、工場のデータ、そういったリアルなデータをとりにいくと。ここでプラットフォームをうまくつくれるかどうか、利活用がうまくできるかどうか第4次産業革命の第2幕の勝負どころだと思っております。

そのためには、協調領域でしっかりとデータ利活用のプラットフォームができるようなルールづくりが必要だと思っております。残念ながら、日本の場合には自前主義が強うございますので、ここを明確なルール、安心してやれるルールづくりをすることで、プラットフォームをつくっていけるように促すようにしていきたい。でも、そのためには、一つは権利の保護という観点からは、人工知能ディープラーニング、データベースの開発などに投資のインセンティブが阻害されないという側面が大変重要でございますが、もう一方で、企業を過度に萎縮させることのないように、ビジネスの実態に則した形でのルールという、この両面をバランスをさせるということが難しゅうございます。それでアメリカもヨーロッパもそれぞれ悩んでおるところでございますけれども、ここでやはり一歩先ん

じられるようなということで、企業の方も、あるいは消費者の方も、ここまでなら安心して展開できる、ここまでなら安心してデータをとっても大丈夫というような適応範囲あるいは保護の要件について、予見可能性の高いルールをぜひつくっていきたいということで、世界にも誇れるようなルールをここでご議論してつくっていただきたいということでございますので、よろしくご議論いただければと思います。

以上でございます。

諸永室長　　ありがとうございました。

そして、これから議事に入りますけれども、前回、第5回までは後藤晃先生にこちらの小委員会の委員長をお願いしておりました。ただ、この審議会の規定などによりまして、年齢といったところがございまして、今回から後藤先生にはオブザーバーという形でご出席いただくようお願いをして、ご参加いただいているところです。先生、ありがとうございます。

そして、その後藤先生にかわります小委員会の委員長を、皆様の互選により決めさせていただきたいと思っております。

そして、僭越ではありますが、事務局のほうから、この知財の分野、そしてデータ、情報の分野に関して今ご専門的な知見をおもちである岡村久道先生をお願いしたいと思うのですが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

諸永室長　　ありがとうございます。

それでは、これから岡村先生に、こちらの小委員会の委員長をお願いしたいと思います。それでは、岡村委員長、一言ご挨拶いただければと思います。よろしく願いいたします。

岡村委員長　　ご紹介いただきました岡村でございます。

先ほど局長からお話をいただきましたとおり、かなり急速な技術的変化の時代を迎えております。かつてM2Mといったものも、もうIoTという言葉に置きかえられて久しく、一段とデータファーストという考え方が進んでいるような状態でございます。また、あわせて、現在、情報経済小委員会の委員も務めさせていただいておりますけれども、エッジコンピューティングあるいはフォグコンピューティングというような新たな概念も出てきており、非常に大変な状況のもとでの会議でございます。まさにFOG、つまり霧の中のような混沌とした状態ではありますが、その中で有用性のあるデータの利活用を推

進しつつ、どのように保護を図ることができるかということが重要な課題となると存じますので、ひとつ皆様方のご指導のもとで、また自由闊達なご議論のもとで、何とかいい方向を見出せればと思いますので、ひとつご協力のほどお願いいたします。

諸永室長 委員長、ありがとうございました。

そして、本日プレスの方々も入っていますが、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。そして議事などはお聞きいただければと思います。

それでは、これより先の議事進行は委員長にお願いいたしたいと思います。よろしくお願いします。

岡村委員長 ありがとうございました。

審議に先立ちまして、本日の配付資料の確認などを事務局からお願いいたします。

諸永室長 まず、本日の出席の委員、欠席の委員の確認なのですが、本日、久貝委員、末吉委員、高山委員、宮島委員の4名はご欠席というご連絡をいただいています。そして、鈴木委員は少し遅れるというご連絡をいただいています。参加の予定となっております。

そして、今回、先ほど冒頭、後藤先生のオブザーバーというお話をさせていただきましたけれども、その他、内閣府知的財産戦略推進事務局、そして法務省、警察庁の方にもオブザーバーとしてご参加いただいております。ありがとうございます。

それでは、資料のほうの確認をさせていただきます。お手元のiPadに資料を入れてありますけれども、1枚目のほうに資料1、資料2、資料3、資料4という形で入っているページがございますでしょうか。ありがとうございます。もし途中、操作などわからない点がございましたら、事務局の者がお伺いさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

岡村委員長 不正競争防止法に関する最近の動きにつきまして、事務局からご説明をお願いします。よろしく申し上げます。

諸永室長 ありがとうございます。

まず、新しい議題に入る前に、これまで5回行ってきた部分と、そして営業秘密に関する最近の動きといったところで、資料3、資料4に関しましてご説明したいと思います。

まず、資料3、今回のこの委員会の議事の公開に関してまず確認をさせていただきたいと思います。

まず、議事録など、事務局で作成いたしまして、公開させていただきます。そして、本

日配付の資料は既にホームページにも上がっておりますけれども、原則公開させていただきます。

そして、傍聴も、議事に支障のない範囲でオープンな形で議論させていただきたいと思っております。

そして、資料の中で、例えば委員の方から、今日今日この場だけという形での資料のご提示などありましたら、この場で決めながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

資料4に関しましては、テーブルのほうに、こちらの紙でまず用意させていただいております。タブレットにも入っておりますけれども、A3見開きとなりますので、お手元の資料を広げながらご覧ください。こちらのオレンジの資料4になります。開いていただきまして、昨年12月10日に第5回を開催させていただきまして、そして、今日、12月5日なので、ほぼ1年間たっているわけなのですけれども、こちらの下半分、年表といったところをご覧ください。

まず、この1年間を振り返ってみますと、昨年、この審議会でご議論いただきました法改正の施行の条文が1月1日より施行となりました。そして、それに合わせる形で、本日も警察庁から来ていただいておりますけれども、各都道府県警本部、全国の都道府県警本部に営業秘密保護対策官の方が1名以上設置されるというところで現状進んでおります。

そして、昨年の12月にもご議論いただきましたが、「営業秘密の保護ハンドブック」という形で、委員の方々のお席には配布してあります。この分厚いハンドブックという形で企業の方々の対策などをまとめまして、さらに連絡先やひな形をまとめたものをつくらせていただきました。

そして、そちらの公表を2月にいたしまして、5月には法律の改正を踏まえました逐条の解説をホームページでまず公開いたしまして、そして、こちらの書籍、今度、商事法務さんのほうから、来週中ぐらいには出版できるように準備をさせていただいているところです。

そして、6月に、今回の不競法の改正で営業秘密の侵害品の輸出入の禁止といったところの行為が入りましたが、それに伴う形で関税法も改正いたしまして、実際の税関で水際で差しとめていく、こんな手続ができるような施行が6月1日から進んでおります。

そして、6月の半ばに営業秘密官民フォーラムという形で、企業の方々、そして今日ご参加の関係省庁の方々にお集まりいただきながら議論を進めました。こちらでは、最近の

実際の事例といったところを実名を挙げるような形で、議事に関しては非公開という前提で、ここだけの話という形で、実際の対策の案など実名を挙げながら議論させていただきました。

ただ、そこで出てきた情報などで皆様に共有できるものがあればといったところで、ここの7月からメルマガというような形で、この営業秘密関係のメルマガを進めさせていただいております。そして、そのメルマガを、今、月1回配信のほうをさせていただいておりますが、そこでは扱われた実際の逮捕が出た事件であるとか、何か大きな判例が出たとき、こんなところは弁護士の皆様にも照会などをいただきながら行っているところがございます。

そして、さらに12月といったところで、メインのシートのほうには、こちらの営業秘密保護ハンドブックのてびきという形で配っておりますが、これは先ほど申し上げた分厚いハンドブックを皆様に活用いただくといったところで、中小企業の方などでも、ふだん営業秘密になじみのないような方でも開いてみていただけるように、こんな事例はありませんかということ、いろいろ事例を挙げながら、そして該当箇所に関しては、先ほどの分厚いほうのハンドブックに飛んでもらえるような形で、少しでも皆様に関心をもっていただきながら、我がこととして捉えながら、営業秘密の保護といったところで、そしてやはり使ってなんぼといったところがございますので、こういうような営業秘密の保護といったところをコストではなくて取り組んでいただきたいというところで、これは今日公開といったところで、この場をもって、そしてホームページのほうには先ほどこちらのほうを公開しましたといったところで、電子媒体のほうでもホームページに公開しておりますし、あと、印刷、今日はこのテーブルのメインにしか配れなかったのですが、ちょっと来週ぐらいになればまた印刷なども上がってくる予定になりますので、ご活用いただければと思います。

このような形で、今までこの1年間振り返って進めてきているわけなのですが、今のページの右側半分をご覧いただきたいと思います。青い四角、オレンジの四角といったところがございますけれども、これは青い部分が刑事事件になります。そして、赤い四角が民事事件になります。そして、昨年より前のところといったところは、やはり営業秘密って民事事件が多いよねといわれていた部分ではあるのですが、ちょっと足元1年間をみとみますと、やはり刑事に関する情報といったところが多いかなというのが最近の傾向だと思っています。

そして、最後に、そのページの上半分に戻っていただきまして、右半分の情報漏えいの実態といったところで、表のほう、平成24年度の調査のほうを示させていただいておりますが、後ほどご紹介しますが、今ちょうどこちらのリバイスといったところで1万2,000社に対してのアンケート調査なども行っていますので、結果がまとまりましたらこちらの審議会のほうでもご紹介したいと思っています。

そして、同じような資料に関しましては、後ろに参考資料としてつけておりますが、適宜ご覧いただければと思います。

以上でございます。

岡村委員長　ありがとうございます。

ただいまご説明いただきました事項に関しまして、皆様方のご意見、ご質問がございましたらお願いしたく存じます。なお、発言の際には、お手元の名札をお立ていただきまして幸いでございます。よろしくお願ひいたします。どうぞ。　進めますか。

諸永室長　では、続きまして、資料5に関してまた補足のご説明をさせていただきたいと思ひます。

資料5というファイルを開いていただければと思ひますが、先ほど調査という形で申し上げましたけれども、まさに営業秘密はどういうふうな認識をされていますかという、企業の方々にアンケートを行っているものが1万2,000社向けのものでございます。

そして、もう一つ、この後の議論にもつながるのですけれども、ちょっと一つだけご紹介したいアンケートがございまして、今、実態調査という形で、データの利活用に向けて、企業の皆様がどういうふうな契約もしくはどんなデータを扱っているのか、そして、データなどといったところを、今現状はどういう管理、どういう契約をされていて、そして、ちょっと先の将来をみてみると、どういうふうな管理であるとか活用の仕方を所望されているのかといったところを、今調査を行っています。こちらのほうは実際のヒアリングをメインといたしまして、そして今、現在は2,000社に対してのアンケートを行っていて、回収を進めているところでございます。そして、こちらも大分集まってきておりますので、アンケートを回収し、まとまりましたら、またこちらでご紹介させていただきたいと思ひますので、またいろいろご意見をいただければと思ひます。

岡村委員長　今の点につきましても、何かご質問とか、あるいはご意見がございましたらお願いしたく存じます。いかがでしょうか。

では、野口委員、よろしくお願ひします。

野口委員 ありがとうございます。このアンケートは実態を把握するということにおいては大変大切な取り組みであると思っております、データと一概にいっても多種多様なデータがございますので、どのようなデータを、誰がどのように、というところを含めて、しっかり地に足の着いた議論を進めていくということが非常に大事だと思っております。その意味で、現状を把握するのは大変大切な取り組みだと思えますし、結果を拝見するのを楽しみにしております。

岡村委員長 ありがとうございます。今の点に関しまして、事務局、何かご意見はありますでしょうか。

諸永室長 ありがとうございます。結果まとめましたらご報告いたしたいと思えますし、そして、今日委員としてご参加の企業の方々、そして傍聴にいらしている企業の方々にも、引き続きこの意見交換やヒアリングなどにもご協力いただければと思えます。

岡村委員長 ほかにご意見、ご質問はございますでしょうか。

では、特にないようですので、またこの件につきまして特にご意見とか後で思い出されましたときには、後の、次の資料等々の質問のときにあわせてお願いできればと存じます。

では、引き続き事務局のほうからよろしく申し上げます。

諸永室長 それでは、資料6に基づきまして、「第四次産業革命に向けたデータ・知財の利活用と保護について」という形でご説明をさせていただきます。ちょっと25分ぐらいお時間をいただきながら資料のほうを一気に説明させていただいて、そして、今日はキックオフの回でございますので、広くご意見をいただきながら、そして次回以降はちょっとそれぞれのテーマを絞って、もしくは企業の方々、もしくは有識者の方々からのプレゼンなんかも交えながら進めていきたいと思えますので、今日はまず全体を説明させていただきながら、広く意見をいただければと思えます。

それでは、資料1ページ目のほうに目次という形で「データベースの保護」、そして「情報の不正利用を防止する技術の保護強化」、そして、3番目として「技術的な営業秘密の保護」といったところ、今回この3つを主な議題として提示させていただきながら、そして、今日ご意見をいただく中で、もっとこんなところをふやしていけばいいのではないかとといったご意見をいただければというふうに思っています。

おめくりいただきまして、資料3ページをご覧くださいと思えます。

このデータといったところ、先ほど局長のほうからもご挨拶申し上げましたけれども、データに関しての容量といったところが、技術的な容量がふえてきているや、そして通信

速度が高まってきている。そしてさらに、先ほどのAIといったところで分析する処理能力といったところも上がってきているといったところで、これは別の会議などでもお話をいただいている中では、保護価値が高まってきているというご意見をいただいております。そして、やはりこのデータの保護といったところに、これまで経済産業省や政府といったところも何回か議論しているところがございますけれども、その当時と比べてもいろいろなご意見がすごく強く、そしてリアリティーをもって語られるようになってきたかなといったところを感じています。

続きまして、4ページ目のほうをご覧ください。

そして、保護もバランスが大事だと思っていまして、この協調領域においてデータもしくは情報といったところを共有していく社会をつくっていきたいということを前提として議論していきたいと思っています。

そして、やはりデータなどを第三者に提供していくといった中で、前提として、安心して渡せるような、そんなルールづくりを今回ご議論いただきたいなと思っています。

そして、先ほど野口委員からも、どういうふうなデータの話をしているかといったところで、幾つか頭合わせの意味で、今回、先に進んでいる事例といったところでご紹介したいと思っています。

6ページ目をご覧ください。

今日、5つ、進んでいるとして伺っている事例をご紹介しますが、ほかにもたくさんあると思いますので、今日、ご議論の中でご紹介いただければと思います。

まず、1つ目の「スマート工場」と書かせていただきました事例でございます。

こちらのほうは、真ん中、緑の部分が、例えば産業の機械をつくっているような会社から、そして左側の製造メーカー、工場に産業機械を納めるような事例を想定しています。やはり機械には沢山のセンサーがついているもので、工場の現場においてもデータが収集できるようになってきている。それを普通であれば自社のほうでそのデータを活用して、分析して、そして生産性を高めていくというのが通常のケースだと思っていますけれども、それを、工作機械をつくってくれた工作機械メーカー側にデータもあわせて送っていくことによって、付加価値として、もっとこうしたほうが稼働率がよくなりますよというようなコンサルティングであったり、もしくは、もうすぐこの機械は壊れるかもしれませんよといった予兆といったところに対する、ちょっと先回りしてのメンテナンスというサービスが最近ふえてきていると伺っております。多分この青い矢印で書かせていただいた部分

は、今、営業秘密という形で契約をしっかりと行っていただいて、守秘義務契約の中で、両社の会社の中でデータや情報のやりとりをされている部分が多いと思います。一方で、緑から左側へのパターン、今、1社と1社で書いておりますけれども、この左側の工場のほうが複数社になってくるケースや、もしくは全然違うところにデータや情報を渡していくという赤い矢印の部分、この部分に関しては、契約といったところで結んでいる、もしくはデータの取り扱いとしてこれは複製禁止ですよと渡していくようなところ、もしくは先ほどの調査というふうな中で出てきている行為でみますと、本当は契約をしっかりと結びたいのだけれどもなかなか結べていなくて開示しています、といったケースもいただいています。こんなところで、この赤い矢印のようなところをどのように保護していくのか、保護することによって安心して渡せるようになっていくのかというふうなルールの明確化などを求める声をいただいたところでございます。

また幾つか事例をご紹介しますが、8ページに飛んでください。

こちらは、鉱山機械やその建設機械というような重機を扱っているところと、もしくは農業機械を念頭に置いております。こちらも最近進んでいる事例といったところで、コマツの機械のようなものが有名かと思っておりますけれども、クボタやヤンマーの農業機械も進んでいると伺っています。こちらのほうは、例えば農業機械であれば土を耕しながらそこで土の成分を検査して、そして、今水をまいたほうがいい、肥料をやったほうがいい、そして収穫に関しても、刈り取ったときに実際の作物からデータを収集していますので、こういうふうなやり方をすれば収穫量が上がっていくというようなデータがたまっているそうです。

こんなところで、機械は国内だけではなくて、今、東南アジアや米国などにも農業用の機械が売られているそうなのですが、そのセンシングをする機械としてデータ収集を畑や田んぼのほうで行っていく。それを一気に、この緑の分、クボタ、ヤンマーという会社の中でデータサーバーにおいて分析をして、そして指示を出して行ってコンサルティングをする。こんなビジネスが進んでいるそうです。ここもやはりそれぞれの農場から出てくるデータに関しては何らかの契約が締結され、そして、それをただ全部まとめて分析して、今こうしなさいというような指示を出していくのではなくて、各農場からのデータを自分たちのデータとして扱っている部分、この部分をどう守っていくのかといったところをご議論いただければと思っています。

そして、10ページ目に進んでください。

10ページ目は、今、契約同意に関しまして、関係者が増えるようなケースで進んでいるものを挙げさせていただきました。これはオフィスビルであるとか、ショッピングモールを念頭に置いていますけれども、やはりその契約の主体となるところがビルを建てているビルオーナーと、そこに入る企業の方や、もしくは商業施設の方で入るテナントといったところ、この2者との契約といったところがセンサなどをつけていく場合で大事だと思いますけれども、一方で、そこにお客さんという形で利用客が来ますので、こちらは不特定多数になりますので、契約というよりも同意の取得といったところになるというふうに伺っています。

こんなところで、実は進んでいる例といたしましては、空調・照明であるとかオフィスビルであればプリンタの複合機であるとか、そしてエレベーター等もう既にメンテナンスサービスや緊急対応といったところで、データの取得から、それに対するコンサルのやりとり、メンテナンスといったところが進んでいるというふうに伺っています。そして、この利用客との同意のとり方といったところは、商務情報政策局などとともに今ガイドラインといったところを検討しながら進めているようなところでございます。

そして、もう一つ、進んでいる事例といたしまして、12ページ、こちらは「物流」と書かせていただきましたが、これは大型のトラックに関してデータレコーダー、これは国交省の法律のほうで運行管理が義務づけられておりまして、記録計をつけることが義務化されておりますので、そちらに基づいて、このデータレコーダーの提供が進んでいるところでございます。当然これは運送管理会社にかかっている義務なので、自分のトラックにつけて自分のところで管理するが基本形でございます。ただ、中小の運送会社なんていったところは、自分のところでそのシステムを組むよりも、そのデータを緑の部分に戻して、それをリアルタイムでみられるようなサービスも提供されている会社がございますので、そんなところから自分の会社のトラックが今どこで何をしているのか、そしてどのような距離を進んでいるのか、今どのような速度でいるのか、こんなところをみられるようなサービスを提供いただくといった形。

一方で、緑の「センサー提供者」と書いているようなところに関しては、10万台のトラックが今どこで何をしているかといったところの蓄積もございまして、例えばトラックのドライバーの方々はプロの運転手の方々なので、通常は急ブレーキを踏まない方々が、急ブレーキを踏んでいるような場所があれば、そこに信号をつけたほうがいいのではないかとといったところを警察や都道府県とやりとりをされたりとか、そんな利活用が進んでいる

と伺っています。

そして、もう一つ、14ページ目のほうをご覧くださいと思いますが、これは自動車の例なのですけれども、自動走行を一つ念頭に置いてみました。これは何が変わってくるかといいますと、データをその場で利活用を進めるといったところが前提になっています。

まず、左側の自動車所有者のほうには、車の周囲の周辺環境をセンサとして自動車側が捉えて、それをその場で判断して、止まるのか曲がるのかを判断する。ただ、そこにあります「AI学習済みモデル」というふうに書かせていただきましたけれども、このAIの頭脳となる部分に関しましては、多分車を一回売ってその後ずっと車が走らなくなるまで同じというよりも、常に、何ヵ月かに1遍、頭脳の一部は更新される。ソフトウェアのアップデートのような形で進んでいくのではないかと伺われています。

同じようなことが産業機械の、先ほど工場の例でも申し上げましたけれども、今はAI化が進んでいる部分もあるそうでございまして、その部分に関しては、機械自身は先に売ってあるのだけれども、不具合であるとか、もしくはもっといい改善が出た場合においては、頭脳の一部がソフトウェアとしてアップデートされていく。ロボットなども同じではないかと伺っています。

そんなところに関しましては、やはり蓄えられるデータといったところで、車のほうでその場で判断するものも、定期的に車のAIを扱っている部分のほうにもデータが送られて、そこでさらに進化というのか、学習というのかをさせていって、それがまたアップデートという形で車側に搭載される。こんなモデルがどんどん進んでいくのではないかと伺うふうに伺っています。

こんなところも、ではどの部分をどういう保護をしていくことで、この渡していくデータ 多分これは自動走行といわなくても、今のカーナビの世界でも地図といったところは常に、年度末、この時期になると多分来年度版の地図が出ていると思いますけれども、ホームページでは地図情報は確かにみられるのだけれども、それを車に搭載していくといったところでは同じようなモデルになると思いますし、秘密管理性みたいなところでいきますと、ホームページに地図が出ているけれども、それを車に積んでいったときにどうなるのだという意味で、そんなところの保護がされているのか、されていないのか、こんなところの議論をしていただければというふうに思っています。

そして今、AIをご説明しましたけれども、ちょっと概念図という形で16ページのほうをご覧ください。

これ、今日の大きな議論の一つだと思いますけれども、「データ」という言葉って人によって印象が違うというのは、先ほど野口先生からもいただきましたけれども、どの部分のことを保護するほうがいいのか、もしくは今現状保護されているのか。こんなところの議論をしていくために、これは一つ、AIのモデルを考えていますけれども、今日ご議論いただくところは別にAIにかかわらず、データといったところでございます。

まず、真ん中の黒い「AI」と書いている部分に、左側にデータの束のようなものを、学習させる前提としてあるところがございますけれども、これもAIといったところは多分プログラムとしての特許もしくは営業秘密という形で、クローズの状態、ノウハウとして守っている部分があると思いますが、この赤い矢印の流れをご覧いただければ、例えば車のこういうふうなデータがあったら止まったほうがいいのか、そういったところをどんどん学習させていただきますと、周辺環境のデータから今の車の制御という進化を遂げるでしょうし、逆に緑の矢印であれば、仮に黒いAIの部分のソフトウェアは同じであっても、画像でいろいろな動物の写真をみせていったら、いや、これは猫ですというふうな進化を遂げるかもしれないといった形で、黒い部分というよりも、この学習させていくプロセス、もしくは学習させるときに食わせるデータといったところにすごく価値もしくは差別化の要因があると伺っていますので、そんなところを、今現状であれば、学習済みといったところは、学習の行為といったところは企業の中で営業秘密的に保護しているというお話を伺いましたけれども、これがどんどん実装化されていってコモディティ化していく中で、どの部分が製品として世の中に出ていって、どの部分が企業の差別化といったところにつながるのかといったところから、ではどういうふうな保護をしていくのかといったところをご議論いただければと思っています。

そんな中で、言葉として、この青い点々で囲んでいる「AI学習済みモデル」という言葉、これは今、政府においてこのAIといったところを語っていくときに、AIそのものと、そこに出てくる学習していったときのパラメーターに当たるようなデータのセットのことを「AI学習済みモデル」というふうに述べさせていただいていますので、この審議会においてもこのAIのパラメーターの部分のことを「AI学習済みモデル」というふうに呼ばせていただきたいと思っています。

そして、幾つか関連法令を軽く整理させていただきながら後ほどのご議論に役立てていただければと思いますけれども、まず、17ページ目でございます。今申し述べましたようなデータに関しての保護の現状の整理をさせていただきました。

まず、特許法において、自然法則を利用した技術的思想に関して保護され得るかもしれないといったところ。

そして、真ん中の著作権法。今回、文化庁さんは、今日は国会審議の関係でいらっしゃっていませんけれども、次回以降いらっしゃっていただきますけれども、この著作権といった観点からも、この創作性を有するものに関してデータベースの保護がなされています。

そして、この場である不競法、営業秘密といったところは、秘密管理性、有用性、非公知性といったところを満たされれば営業秘密として保護され得ます。

そして、緑の部分で「民事措置」と書かせていただきましたけれども、それぞれ、今ご紹介した3法において当然民事的な措置、刑事的な措置がございますけれども、一番右側に「民法（不法行為）」といったところで、過去も幾つか判例がございますけれども、この3つのような他の法令で認められなかった場合においても、民法（不法行為）といったところで損害賠償請求が認められたものがございます。ただ、赤字で書かせていただきましたが、逆に差し止めは、今、日本国内ではなかなか認められません。ただ、他国においては、民法（不法行為）という概念からでも差し止めが認められたケースはございます。

そして、18ページ目でございます。

海外比較といったところで、ほかの国においてもトレードシークレット、営業秘密で保護している部分は多いのですけれども、データベースといった言葉が出てくるところで拝見しますと、著作権法が他国も含めて多いのかなと思っています。

そして、まず日本においては著作権法、そして欧州、米国、韓国といったところも著作権法での保護、そして欧州に関してはデータベースに関する特別権、特別法といったものがございまして、保護が強化されております。

そして、今、データベースの特別権といったところの上から2段目、欧州の部分の上から2段目のところには、やはり質的・量的に相当な投資がなされている部分がデータベースとして保護する基準となっていますし、保護期間も同じ特別権の部分に関してご覧いただければと思いますけれども、他の著作権であれば作者が亡くなって50年、もしくは法人などであれば生まれてから50年といったところがある一方で、データベースにしましては生まれてから15年、そして、その間に重要な更新などがあつた場合はそこが起算点となるという書きぶりになっております。

そして、特徴があるのは韓国の著作権でございまして、一番右側の部分でございますが、同じように、データベースに関してではあるのですが、「創作性を要求しない」となって

いまして、韓国のほうが、データベースに関しては著作といいつつも創作性を要しないという規定ぶりになっております。そして、さらに保護期間のところをご覧くださいと、データの鮮度というか、それに伴いまして5年という書かれ方をしています。

以上、このようなところ皆様の念頭に置いていただきながら課題などをまとめていきたいと思っておりますけれども、19ページ目、今申し述べましたように、特許法、著作権法、不競法、民法といったところ、現行法の中で足りる部分、足りない部分あると思っておりますので、今後データの利活用を進めていく上で足りない部分があれば、どのようなところをやっていけばいいのか、こんなところをご議論いただければと思います。

そして、20ページ目をご覧ください。

その議論を進めていく中で、ではどのようなデータの集合体を保護の対象とするのか。そして、他国との並びといった検討の対象としていただければと思いますし、そして保護の制度のあり方といったところで、例えばデータベース権のような権利付与型なのか、不競法のような行為規制なのか、そして、今日内閣府からも来ていただいていますけれども、まさに同じような他法令に関する議論なんかを進めていっているところでございますので、そちらとも協力して進めていきたいと思っています。

参考までに、21ページ目、イメージ図を書かせていただきました。今、現行の著作権法に関しましては、データベースという定義がまず法律上されていて、その中で、先ほど申し上げました創作性といったところで保護対象が規定されております。この右側半分の図をご覧くださいと、青い丸に当たる部分が法律上データベースといわれる部分で、そして保護対象が緑の丸の部分になっておりますけれども、では実際に企業の方々などが利活用を進めていく上でどういうところを、この緑の部分を対象としている現行法の整理でいいのか、もしくは青い部分まで広げたほうがいいのか、そしてさらにはその外、白い四角の中に何か保護をしたほうがいいのかのようなものがあるのか、こんなところのご議論をいただければと思っています。

そして、22ページ目でございますけれども、今、自分のデータを保護といった場合において、一つポイントとなるところが、仮にとられてしまった、不正に使われてしまった場合において、それは自分のものですよという立証をしていこうといったところ、刑事事件であれば警察や検察の捜査といったところがあるかもしれませんが、民事でやろうとしますと、やはりなかなか立証が難しい部分がございますので、著作権法の現行制度でいきますと、データにタグをつけるという規定がついております。なので、そういったと

ころが基本的に広がってきた後においては、逆にタグというふうなトレーサビリティを担保するような、データのタグづけといった類いのものを外していく行為に関しても規制の対象としているものがございますので、もし我々も、データが自分のものであるという立証に関してこのようなタグのようなものがあるのだとすれば、やはりその部分に関して、タグを外していくような行為に関してもご議論いただければというふうに思っております。

そして、24ページ目以降でございますが、これ、今まで議論をしてきた過去の事例等もみながら、判例のほうもまとめさせていただいておりますので、議論の中でご参考にしていただければというふうに思っています。

飛ばさせていただきますけれども、そして、大きなかたまりとして、27ページ目からまた幾つかご紹介したいと思います。別のかたまりといたしまして、情報の不正利用を防止する技術。例えば暗号化されているよところを、どう保護していくのかといったところをご議論いただきたいと思います。

30ページ目まで飛んでください。

例えば、この暗号化されているものという、最近も判例、事件などが起こっていますけれども、不正 B C A S カードというふうな形で暗号化されているコンテンツに関して、それを不正に解除していくようなところがございますけれども、まず保護の対象となっているものが、これは暗号化されているコンテンツのほうでございますけれども、この映像が文字であるとか図形といったところ、音といったところで音楽・音響といったところ、そしてプログラムなどが保護対象となっておりますけれども、今、1つ目の話題で申し上げましたデータベースやデータといったところそのものが多分この法律の対象とはなっていませんので、仮にデータを渡していく、もしくは人工知能のデータセットを渡していくようなときの、暗号化されているデータを渡していくようなときの暗号を不正に読めるようにする、解読していく、こんなところが本当に今のままでは保護されていないののではないかが論点となっております。

そして、31ページ目、その部分をさらに細かくみていきたいと思うのですが、31ページ目をご覧いただきたいと思います。

これ、31ページ目の下のほうに条文を書かせていただいておりますけれども、条文の構造がちょっとややこしくなっておりまして、ちょっとポンチ絵っぽくして、まず、が映像・音の視聴、がプログラムの実行、が映像・音・プログラムの記録を制限する手段であって、そして左側の青い四角の部分が、これは特定の反応する信号といったところ、例

えばコピー・録画は1回しかできませんよとか、無反応で動いていくというふうな、そういうふうな反応をする・しないといったところがこの信号とともに記録されている、もしくは送信されるようなもの。そして、右側半分が、特定の変換を必要とするといったところで、例えばテレビの放送のスクランブルがかかっているというところで、この暗号がかかっているようなコンテンツといったものを実際に一緒に記録媒体に記録する、もしくは送信していくもの、これが今の保護対象となっておりますけれども、この「とともに」という部分が、現状のソフトウェアをダウンロードして、それを、まずソフトウェア自身は例えばパソコンなんかで先にダウンロードして、それを後から課金してIDやパスワードが後から送られてきて動いていくようなケース、この「とともに」の部分が時間的に少しずれているようなケースといったところが実際の条文上などでどのように判断されているのかといったところで、実務と現状の技術に合わせていきたいという声を伺っていますので、そんなところを進めていければと思っています。

そして、33ページ目、こちらも条文自体になりますのでややこしいのですが、今申し上げました暗号がかかっているものといったところを解除する、それを解除してしまう機械の部分の取り締まりの部分でございます。それを解除する装置もしくはプログラムといったところを、この譲渡という形で引き渡し、譲渡引き渡し、そして輸出入といったところは禁止行為とされていますけれども、やはりこれは物の提供もしくはプログラムの提供といったところの引き渡しの部分を禁止行為とさせていただいている条文となっております。これが、例えばそれを使ったサービスといったところは現在においては規制対象とはなっていない部分でございます。

そして、34ページ目、こちらのほうは概念図というふうに示しましたけれども、先ほど申し上げました、先にプログラムをダウンロードして、後から実際に稼働していくようなアクティベーション方式といわれるようなもの。これが、時間がずれていくというのが左側の から といったところで順番に示しているところなのですけれども、これを飛ばすような形で進んでいるものが、例えば本来正しくないIDになりすましていくような「なりすまし型」といったところや、もしくはIDによる認証を飛ばしていくような、こんなプログラムを入れていく、もしくはそういうふうな機会を与えていく「ID認証飛ばし型」のようなものが幾つかみられるといったところで、こんなところを規制の対象としていったほうが、データの利活用や、もしくはコンテンツの保護といったところが進むのではないかとわれています。

そして、35ページ目、先ほどの物の譲渡といったところは規制の対象となっていると申し上げましたところの外の部分で、サービスの提供といったところで、例えば機械を不正に改造していくようなサービスといったところが、ご自宅をお伺いするような訪問型というものの1つ目。

そして、今、3つ目に書かせていただきましたが、実際の、例えばゲーム機器を送ってもらって、不正改造して送り返すようなサービスの提供というもの、こんなところは、機器自身というよりもサービスの部分が禁止対象には読めていないという部分でございます。

そして、店舗型というふうに2つ目に書かせていただきましたけれども、これは、例えば不正B C A Sカードを使いながら漫画喫茶をやっていくような、機器を使ってサービスを提供するようなところといったところは、何か規制の対象としてもいいのではないかといたところでございます。

そして、4番目が、機器の不正改造の仕方とかを教えていくような、こんなところをどう取り締まるのか、こんなところが対象となるのではないかとというふうに思っています。

以上、まとめまして、37ページでございますけれども、保護対象とする対象物をどうしていくのかという議論と、そして今後の新しい技術への対応といったところ、そしてサービスといったところをどこまで規制行為の対象として広げていくのか、こんなところをご議論いただければというふうに思っています。

そして、最後のかたまりでございますけれども、38ページ目以降、こちらは39ページのほうをご覧いただければと思います。

この39ページ目の部分で「民事訴訟における不正使用行為の推定規定」と書かせていただきましたが、これは今年の1月1日から施行いたしました不正競争防止法の改正に伴う部分でございます。こちらは、下、ポンチ絵っぽく書いていますけれども、営業秘密を不正に取得したことが明らかであって、そしてその不正に取得した営業秘密を使ってある物の生産をずっと続けているのではないかとと思われるような事例において、外から民事裁判において、あの人、確かにとっているはずだし、それでとったデータ、とった営業秘密を使えばつくれる製品をつくり続けているな、という場合において、裁判官の方が、使っていないことの立証を訴えられた被告側が行うようにという推定が働いたのであれば立証責任の転換を行うという条文でございますけれども、その部分、生産活動、生産方法といったところに関しては今年の1月1日から施行しており、その同じ条文、次のページに書かせていただいていますけれども、その他政令で定める技術、その他政令で定める情報とい

ったところがございます、同じように、とられたことは明らかなのだけれども、外から使っているといったところがなかなか証明しにくいような場合においては、その他政令といったところで、政令で定めていけば立証責任の転換といったところが働く規定になっておりますので、今回、このデータの利活用といったところで、いろいろなささまざまな分析といったところの技術を含んで議論していきますので、もしこの規定に定めていいようなものがあればご議論いただければと思っています。

そして、41ページ目で、今回この議論の過程において皆様からいただいた意見をまとめさせていただきましたけれども、法律の条文などをつくっていくときには、血液分析の技術といったところや遺伝子の情報を分析する技術、こんなところが先ほどの生産行為と同じような形で、その他政令で定める部分であってもいいのではないかというご意見をいただきました。

そして、この施行に向けてというふうなタイミングにおいて、カメラ画像の分析技術であるとか、天気予報の予測技術であるとか、そして化学物質のスクリーニングの技術、こんなところが同じように結構ノウハウのかたまりであるのだけれども、とられてしまった後、外から使用といったところが立証するのにすごく困難なものとしてご意見をいただきました。

そして、今後といったところが、まさにこの人工知能などが進んでいく中において、行動分析であるとかAIの学習といったところが同じように推定が働いてもいいのではないかという部分がありましたら、今回この政令を定めるということで対応できればと思っています。

なので、広くご議論をいただければと思いますけれども、今回、一応我々事務局のほうから大きなかたまりで3つほど、今回、この審議会を進めていく中でご議論いただきたい点を挙げさせていただきましたけれども、もっと、忘れてしまっている論点で、こんなところもあわせて議論したほうがいいのではないかと、こんなところも含めて広く今日はご意見をいただければと思います。

以上でございます。

岡村委員長　大変ありがとうございました。

今の案件でございますけれども、室長よりご説明がございましたとおり、一応3つのパート、すなわち、データベースの保護、それから情報の不正利用防止技術の保護強化、3つ目として、技術的な営業秘密の保護として、民事訴訟における立証責任の転換というこ

とでございましたけれども、これはいずれからでも結構でございますので、今日は再開の第1回目ということもありますので、ご忌憚のない意見のほうをお願いしたいと思います。また、この3つにこだわることなく、これが喫緊のテーマであるということにつきましてもございましたら、ご意見をお願いできれば結構かと存じます。

先ほどと同様に、ご発言の際にはお手元の名札を立てていただきましたら、こちらから指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

今のところ立てていただいているのは野口委員ですね。では、野口委員、引き続きよろしく申し上げます。

野口委員 ありがとうございます。意見を述べさせていただく前に、まずは議論の範囲の確認をさせていただきたいと思います。まず、1つ目のデータの保護のところですが、主にはデータベースの保護が十分かどうかというところを確認したいという問題意識と理解をさせていただきました。資料の16ページのご説明で、一番左のデータベースがAI等のベースとして非常に価値が高まっているから、それをどう保護するかという点が議論の中心であるということは理解できたのですが、この図の右のAIの学習済みプログラムについても多少ご説明の中で出てきたのですが、その後またデータベースの話に戻ってしまったので、その部分は特に議論の対象とは整理されていないのか、そこも対象に入っているのか、について1点確認させていただきたいなと思います。

一つずつのほうがよろしいですか。

岡村委員長 では、一つずつまいりましょうか。では、まず1点目の、スライド16に係る点について、事務局、いかがでしょうか。

諸永室長 ありがとうございます。今回議論したいところというのは、まさにデータというかたまりでどこがといったところとともに、今、AIの学習するプロセスであるとかAIのパラメーターといったところが、当然営業秘密として、今後ずっと企業において営業秘密として扱いますよというものなのか、そんなところも含めて、もしくは、だんだんAI学習済みモデルを販売していくようなケースが出てきたりするのか、皆さんの考えられているビジネスの状況に合わせて、当然これは特許で守っている、何とかで守っているというものがあれば、それも含めてご意見をいただきながら、仮に足りないところがあれば不競法でどこまでといったところは当然あるのですが、広く、今回、知財事務局も特許庁も文化庁も参加する形でやっていますので、何かアドバイスなどあれば、あわせていただければと思います。

岡村委員長 ありがとうございます。今の件で、ご案内のとおり特許庁のほうからIoTに関しての審査基準の改定がなされて、詳しいものが別途出ているという状態でございます。そちらのほうは、オープン戦略あるいはクローズ戦略に分ければオープンで、いずれかという一番左側、このスライド16の左側を中心とするものだというところでありますが、今の事務局からのご説明は、それにこだわらず、もっと別の部分も含めてという趣旨ですね。野口委員、いかがでしょうか。

野口委員 ありがとうございます。その個別の論点に入る前に、議題2と議題3についてちょっと範囲の確認をさせていただきたいのですが。

岡村委員長 まず、議題1の今の点はこれでよろしいでしょうか。とりあえず。

野口委員 はい。確認については了解いたしました。

岡村委員長 では、次に議題2ということですね。

野口委員 はい。議題2については、BCASのお話が出てつつ、その前段で、データベースがそもそも保護対象に入っていないのではないかなというご意見があったと思うのですが、そういう意味では、この3つの議題はそれぞれ独立の議題という理解でよろしいでしょうか。例えばBCASの対象は基本は映像で、著作物であることが明確な事例だと思いますので、データベースとは課題が別かと思しますので、この3つの議論は独立のものということで理解をすればよろしいのでしょうか。

岡村委員長 では、この点についても、事務局いかがでしょうか。

諸永室長 37ページ目に論点という形でまとめましたけれども、まさにそれぞれ独立です。どこまで、まず保護対象として、守るべきコンテンツなのかといったところも含めての議論と、その手段の話は別ですし、さらにそれが行為規制としてサービスも含むのかといったところもまた独立の論点だと思っていますので、よろしく願います。

岡村委員長 どこかで結果として結びつくところが議論の結果として出てくるかもしれませんが、とりあえず今のところは事務局としては独立とお考えだということで、その点いかがでしょうか、野口委員。

野口委員 明白になりました。ありがとうございます。

岡村委員長 この2点がご質問ということでしょうか。

野口委員 はい。当面のご質問は以上です。ありがとうございます。

岡村委員長 ありがとうございます。

ほかの委員。大水委員、お願いします。

大水委員 日本知的財産協会の大水でございます。富士通の立場もありますので、若干そういう方向の議論に偏るかもしれませんが。

まさしく、今回取り上げていただいているアプローチというのは産業界としても非常にタイムリーだなというふうに考えてはおります。特に、指数関数的な進歩というような話も説明資料の中にありましたけれども、そういった中で、時間がたってから評価してというところにはとっくに手遅れになってしまうと。

そういう意味で、こういう議論をどんどん早く進めていき、共通理解をつくっていきたいというふうには考えてはおりますが、ただ、ちょっと、先ほどの野口委員のポイントとも重なるのですけれども、例えばデータベースといったときに何を対象としているのかというところが非常に皆さんの頭の中でばらばらになっているのではないかと。特にこの「データベース」という言葉、実は昔からある言葉なので、そのイメージをどうしてももってしまうと。データって何かあるかとみたときに、例えば先ほどの学習済みデータセット、学習済みモデルですね。学習済みモデルの中にあるパラメータというのも、これも一つのデータなのですけれども、このパラメータ自身はデータのかたまりであって、実はそこに相関性があるかないかというようなところ、データベースとして構成されているかといったところが非常に曖昧であると。

幾つかの成功例あるいは実際にやられている例を挙げていただいているのですけれども、これを読む限り、どうも何らかの形で狙ってデータをとりに行って、それを使おうとしているというイメージのモデルなのですけれども、実際に起こることは恐らくそれだけではなく、とりあえずデータを集めてみて、それから何ができるか考えてみようと。AIに考えさせると、人間が気がつかないようなわけのわからん相関でもってある成果を引っ張りだしてくるというふうなこともある。例えば、猫の認識をするときに、猫のパラメータを入れているわけではなくて、何となく機械がみつけた猫の特徴という、人間が気がついていないようなところを引っ張ってくるようなパターンもあるのではないかと。そうすると、データ自身は全然大体系化されていない状態で保持されている可能性がある。

あるいは、ためているデータ自身がある性格を示しているのですけれども、実はほかのデータでも同じような結果が出てくると。多分トヨタさんの車で集めたデータとホンダさんの車で集めたデータは、結果としては恐らく大差はない結果が出るのではないかと。もしかしたら、ある会社さんのほうは走り屋さんが多いのかとかはあるかもしれませんがけれども、そういった意味で、このデータの保護といったときに何を対象としているのかとい

うところを、「データベース」という言葉と「データ」という言葉の使い分けというのが非常に難解だなというふうに感じております。

もう一つ、我々産業界で議論するのは、学習用のデータセットというのをつくるのですが、AIに食わせるためのデータがあるのですが、ここは実は、今、どちらかというと人間がチェリー・ピッキングしてやっているというようなところもありまして、ではそれはデータベースなのか、あるいはただのデータなのか、何なのか、そういったところを明確にして議論していく必要があるのかなというのちょっと、今日のご説明をお伺いして感じたということコメントさせていただきたいと思います。

岡村委員長 ありがとうございます。今の点、事務局としては何かご意見がありませんでしょうか。

諸永室長 多分、我々も含めて言葉によって皆捉え方は違うし、どの部分を対象として議論するのかということだと思うのですが、逆に産業界として、ここは今の現行のいろいろな各制度よりも深掘ったほうがいいのか、何か、言葉としていろいろなイメージがあるのはわかるのですが、では、どの部分という、何かご意見があれば。

大水委員 恐らく現時点で、AIということに仮にフォーカスしますと、一番キーになっているのは、学習用のデータセットをつくるということが現時点では一番手間がかかるところなのだろうなと。一方で、先ほどおっしゃったみたいに、学習済みモデルを販売するというのもう実際のAIのビジネスとしては現状ではあるパターンでして、そうすると、その中についていくパラメーターをどうするんだとか、パラメーターがどういう形で提供されるのかとか、そういったところの、いわゆるAI絡みのところでいくと直接入りと出てくるところ、このあたりが関心は高いところなのではないかなというふうには思いますが、野口委員が賛同していただけるかどうかは。

野口委員 今の点で、もう一つ重要だなと思うのは、例えば学習済みのAIモデルというのが、とかくパラメーター、パラメーターというふうにいわれて、もちろんそこはパラメーターなのですが、おそらく、猫か犬か判定するようなAIが実際に作動するときには、ソフトウェアの形になっていることがほとんどなのではないかと思うんですね。そのソフトウェアの中に一部AIのパラメーターが埋め込まれている。したがって、AIはパラメーターで、数値だから、ソフトウェアでもないし、著作権では保護できないみたいな話がまことしやかにいわれているのですが、学習済みAIモデルの保護の議論をする前提として、皆さんが想定している対象や行為が何なのか、についての議論をきち

んとすることが大切だと思っています。たとえば、最終的にエンドユーザー向けやB2B向けの製品になって出ていくときにはソフトウェアの形がほとんどだと思うので、その一部としてのAIモデルを複製する行為は、そのソフトウェアの著作物の複製行為として規制されているのではないかと、などの具体的な議論が必要だと思います。何かそのあたりが余り議論されないままに、概念的なものだけがひとり歩きしている印象もあります。そのような対象や行為を特定すると、この下にある著作権法、不正競争防止法のマル・バツとかも変わってきてしまう場合もあると思うので、そこをもう少しリアリティーをもって分析できればいいかなというのが一つございます。

岡村委員長 済みません、一応札を立てた順番で当てていくということを旨としたいと思いますので、ご協力願えればと存じます。

順番的には池村委員が最初に札を立てられ、それから長澤委員が立てられたのですけれども、池村委員、今の件とは違う点ということですね。では、長澤委員は今の関連のご意見ですか。では、長澤委員から先にお話を伺ってよろしいでしょうか。では、長澤委員、お願いします。

長澤委員 はい、私も同様の疑問があったため、自分なりに整理をしてみました。ビッグデータと呼ばれているものの中には、いわゆる生データのようなものから、何段階かの創作性があるデータまで存在します。例えば、今、ソフトウェアというアウトプットが例示されていましたが、ソフトウェアの場合もあれば、実はハードウェアをコントロールするアプリケーションソフトというのもあります。

そこまで至るまでの段階というのは、実はこの16スライドに書いてあるほど単純ではなくて、例えば、おいしくなったイチゴをとってくるロボットというビジネスモデルがあったとして、まず、イチゴを撮影した生の画像のデータがあります。それから、温度、湿度、気温、地形、またGPSという生の情報があります。画像データとしては、生画像データから抽出された輪郭、色、対象物の動きと、様々なデータがありますが、それらはその時点ではまだ生データですが、その生データのときは比較的価値は低いかもしれません。ではロボットが何を基準としてイチゴをとってきたかという情報は、それなりに意味がある情報になってきます。そして、今度はその情報を使って、あるアプリケーションソフトが、これはイチゴがおいしくなったからとってきたさいという命令を出します。ところが、とってきたイチゴは実は間違いであった場合には、これは間違いという入力を農家の人がする。それも学習のための入力データになります。ロボットにとりに行かせる指示を出すア

アプリケーションソフトには、画像認識ソフトや、そのアプリケーションソフトを修正して更新するためのソフトウェアや、それに対してAIをどのように活用するのかを示すソフトウェア等のように、様々なソフトウェアが網羅的にかかわってくるため、単純ではありません。学習すればするほど、導かれる条件の情報やヒトが入力する情報等は、営業秘密に近づいてきます。このような情報について、特許発明としての出願は、特にB2B分野では企業としてはあまりしたくないと思います。リバースエンジニアできるものや、公開されているものは特許で出しておくべきですが、外部から見ることのできないソフトウェア、例えば、何でキヤノンだけがおいしいイチゴこうかいをとってこれるのだろうというところの情報は、当然公開したくないので、特許としては出願しない領域ですから営業秘密で守ってほしいと考えます。

また、これは推定規定のところにもかかわってくるのですが、B2Bのソフトウェアを、推定規定の中に入れてもらいたいというのは、もともと産業界として経産省に申し入れたことです。さきほどの例では、学習を繰り返すデータ加工プロセスのかなり後ろのほうでないと推定規程は適用できないと思います。どのようなデータを選択したというのは推定が非常に難しいわけです。ただ、結果として、何かこういうものを必ずこのロボットはとってくる、ひょっとしてうちと同じことをやっているのではないか、盗られたんではないかという推定がききやすいのは学習を繰り返した後ろのほうです。ビジネス的な価値も、データ加工プロセスの後ろのほうになればなるほど高いですね。

今回の1番目の議論というのは、どこまで前段のものまで保護したら良いかということかと思いました。後段のものは当然創作性がありますから著作権でも保護できますし、技術的なコンセプトがあれば、公開しても構わなければ特許を出して保護すればいいと思います。前段の方のデータや情報は、創作性があるかどうか、そのスレッシュホールドが微妙です。では、そのスレッシュホールドをどうしましょうという議論をまずするのかと、思いました。

それから、前段のほうになればなるほど、営業秘密で守るにはどこまで秘密管理をすれば秘密管理性を充足しているかというのが非常に難しい問題になってきます。例えば生データはクラウドのどこかに置いているだけかもしれませんが、分散配置されているかもしれません。それらをどこまで意識して、いわゆる鍵をかけたか、暗号化をしたりするかという考えは会社によって随分違うので、私は個人的には、秘密管理性の判断基準は、あるものに限っては、下げたほうがいいのではないかと思います。秘密管理性の判断基準を

下げる対象の定義もつくらなければいけないと思いますが、今までいわゆる単なるデータの寄せ集めと思われていたものを、過去の判例に出てくるような秘密管理をするというのは非常に酷ではないかと思っています。従って、例えば、データ群の中である対象について、ただ単に暗号をかけて特定の場所に保管しておけば秘密管理性を充足するという判断基準となれば、現実的にも対応できると思います。もしくは、会社特有の、例えば外部からのアクセスが制限されたクラウドサービスの自分が所有する場所に保管していればいいのか、秘密管理性の話が一つあるのではないかと思います。

しかし、これら全体を考えるとかなり複雑で、創作性が高くなればビジネス価値も高くなりますし、推定もしやすくなります。それらの創作性や秘密管理性について生に近いデータ、データにかかわるソフトウェア、そのソフトウェアをリンクするためのソフトウェア等が複雑に絡むというのが実体でしょうから、例えばどういう対象をどう保護したいかというのを、まずは、例えば知財協等今日を介してアンケートをとられるのがいいかなというふうに思いました。

済みません、長くなりまして。

岡村委員長　　今のお話は、どういうプロセスの中でどういうものを保護するのかというお話と、それとあと、論点3つ目の推定規定をどうするかという問題と、恐らく、とりあえず今日は小委員会再開の第1回ですから、分けて、最終的には議論を合体するとしても、今の段階では少し分けてまずプロセスの分析をせよということをご示唆いただいていたような気がするのですけれども、いかがでしょうか。

長澤委員　　データのパターンとしていろいろなものが存在するという事です。その類型もまだこの資料には明確に示されていないような気がしています。例えば営業秘密で保護するための要件については、データの類型を幾つか、もう少し掘り下げてから議論に入ったほうがいいのではないかなと思っています。掘り下げるといふ点では、営業秘密としての保護もそうですが、推定規定についても、まずはデータの類型を整理するところから始めるのがよいと感じています。

岡村委員長　　ありがとうございます。今、プロセスに加えて幾つかの類型があるのではなからうかというお話をいただいたわけですが、今の点に関しまして、ほかの委員の方々、何かご意見はございますでしょうか。

池村委員は、また違う話で。では、この点自体については何かございますでしょうか。

池村委員　　いえ、大丈夫です。

岡村委員長 では、野口委員から 同時に挙がりましたけれども、では、まず野口委員。

野口委員 済みません、今の点に関連して1点、データについても、先ほどデータをまずAIに学習させるためのデータの整備にすごくコストがかかるというようなご指摘があったと思うのですが、そこを少し段階を分けて整理してはどうかと思っております。私も余り技術的には詳しくないのですが、学習させるためにはいわゆるデータを整備して、アノテーションなど、きちんと機械に学習させるようにある程度整備したデータセットでなければ効率的に学習をさせられないので、もともとそのつもりでデザインしてデータをとっていただければいいのですが、既存のデータを使って学習させようと思うと、画像が犬か猫かのように比較的何もしなくても読めばわかるようなものから、そうでもないものまで、データといっても性質がいろいろあるのだと思います。そして、コストをかけて、学習させるようにきれいにしたデータというのは、もしかしたらデータベースとして一定の観点で整備をしているために、著作権法上のデータベースとはいえないのか。データといっても、データはデータベースではないので一切保護されない、みたいな議論もやはり少し乱暴で、それぞれのデータの段階によって保護されるレベルも違いますし、もしかしたら既存の法律でもある程度きちんと対応できている部分もあるのではないかなと思っておりますので、そのあたりも丁寧な分析が必要ではないかなと思っております。

岡村委員長 ありがとうございます。

では、大水委員、お願いします。

大水委員 データに関しての、どういうポイントかというのを明確にするというのは、まさしく長澤委員、野口委員のおっしゃっているとおりでございます。もう一つの視点として提示させていただきたいのは、実は関係する当事者が、幾つかのパターン、ポジションがあるだろうなと。データを提供してくれる方、あるいは自分のデータではないけれどもデータを収集される方、あるいはたまたまデータをもっている方、あるいは誰かのデータを解析してAIのエンジンに食わせたりとかするような方、そしてその解析結果を利用してデータの恩恵にあずかるというような、そういったそれぞれのパターンの、産業界でもいろいろなかかわり方がある中で、それぞれの視点によってやはり自分が重要だと思うデータというのは恐らく変わってくるところもあるかと思っておりますので、そういった相関で物事を捉えていくというのはどうかなというのを、ちょっと一つ提案させていただきたいと思っております。

岡村委員長 結局、今のところ出ているのは、まずAI等のプロセス、類型、それからデータ収集の方法とか投下資本と、それから利害関係者、いってみればそれを当事者というようにおっしゃったと。そういうような形を代表するような要素が出てきているような状態ではありますが、ほかにこの点についてはありますでしょうか。

相澤委員、お願いします。

相澤委員 データの保護について、現行法を、もう一度きちんと整理をしていく必要があると思います。

例えば、パラメーターについて、ソフトウェアとして実装されているのであれば、特許法による保護との関連で整理をする必要がありますし、生データについては、著作権法による保護との関連で整理する必要があります。

それから、データそのものの保護に関して、ヨーロッパにはシュイ・ジェネリスの制度がありますので、その制度との比較も必要です。社会はグローバル化しているので、旧世代の研究のための比較法をやっていた時代とは異なり、グローバル社会のなかでの日本の法制度の機能を考えていかなければいけないと思います。例えば、ヨーロッパ型のシュイ・ジェネリスを考えていくときに、どのような機能を果たしているのかということを理解しておくことが必要になると思います。

岡村委員長 ありがとうございます。その端緒として、スライド18なども含めて整理をしていただいている最中ではなかろうかと認識しております。その中で、先ほどから出てまいっておりますプロセスであるとか、類型であるとか、データ収集の方法、それから利害関係者等々の縦系・横系というような形で、さらなる整理がこの場で進んでいけばいいなというように考えている次第でございますけれども、今の点について、後藤先生、何かご意見をいただけましたらと存じますが。

後藤先生 結構です。

岡村委員長 そうですか。

ほかに、この点について挙がっている方はないようで、ちょっと今日は欠席者が多いというのがありますので、では、事務局、小括という意味で、今の点について。

諸永室長 ありがとうございます。まさに我々も考えていく中で同じような議論をずっとしているところがありますので、ぜひ、現行法や他国と比較してもこの部分ってまだ保護という考えが足りないのではないかとか、逆にビジネスの実態の中に捉えてみても、やはりこの部分って、マルなのかバツなのかまではいかなくても、グレーな部分があるの

ではないかというところを、ぜひちょっと次回までに事務局のほうともすり合わせていただくので、こちらのほうでとりまとめた説明なのか、もしくは事例の紹介みたいな形でいいのか、もしくは例えば知財協の会議の中とかいったところで皆様にも事例としてこの部分、この部分は保護されていないので保護したほうがいいのか、もしくは現行法はこうなっていますというような制度なのかといったところを少しわかりやすく、類型といったところにつながるような事例みたいな形で紹介を、どういうふうな形になるかはちょっと今ご相談させていただきますけれども、そんな形で進めていければと思っています。

岡村委員長　では、今、皆様からいただいた議論を踏まえて、プロセス、類型などの観点を含めてどのように整理するかということで、事務局のほうでまたさらに整理をお願いして、この場にもう一度検討案を披露していただくということをお願いしたいと思えます。

では、今の点以外ということで、池村委員、よろしいでしょうか。

池村委員　経団連知的財産委員会企画部会委員で、味の素の池村でございます。

まず、確認と、それに関するお願いです。今日の論点として、データベースの保護、情報の不正利用を防止する技術等々、3点入れていただいているのですけれども、今後の論議というのは基本的にはこの枠で話をされていくのかというのがまず1つ目の確認です。また、それに関してお願いなのですが、今回事例としていろいろ書いていただいている中で、ヘルスケアという産業領域の事例というのがここに入っていないので、そういう観点で見たときにどういうことがあるかということも考えていただければということです。

といたしますのは、主に製薬産業とか、あと診断とかの事業においては、データを集めるために臨床試験を行います。そういったときに、個人の情報が上がってきて、それを企業が加工して、そのデータから結果を出してくるという一連の作業が生じます。これは今でもやっていることなのですけれども、今はデータ量もそれほど多くはないというのか、こういうAIで処理してというようなことでありませんので、被験者個々人とインフォームドコンセントという形でこの臨床試験に参加していただけますか、ついては、取得したデータについては利活用させていただきますと、そういう形での確認をとっておるのですけれども、今後恐らく被験者にいろいろなセンサーをつけて、四六時中身体の情報が送られて、それを解析して、最初の目的とは違ったことまでみえてくるというようなことも起こってくるのではないのかというふうにもいわれております。そうすると、このデータの出

し手というのは今度は個人というのも入ってきて、例えば、そこにどういう課題が生じるか。データの保護という意味では、これはちょっと個人情報保護法とかそういうことになっていくのかもしれませんが、無用な混乱を起こさないためにも、早くこの事例に限らず、ヘルスケアの領域など、そういったいろいろな事例も考えていただいて、どのような課題が生じるのかという観点で整理していただくとありがたいというお願いです。

岡村委員長 ありがとうございます。

今の件に関してということですね。では、相澤委員、よろしくお願いいたします。

相澤委員 データの利活用というときに、個人情報の問題も生じてきます。ヘルスケアも、自動車の位置情報も、個人情報になるとすると、その制度を整理しないと、利活用ができない虞があります。また、データを保護すると、その情報が誰の情報として保護されるのかという問題も生じる虞があります。調和のとれた産業政策をお願いしたいと思えます。

岡村委員長 今の点、事務局は何かご意見はありますか。

諸永室長 ありがとうございます。まさにこの場において何をしていこうかといったところで、不競法の議論が一つの目的ではあるのですが、その中で、多分個人情報保護の話であったり、さらに他の情報が入るであったり、といったところがございまして、今日今日は知財事務局などに来てもらっていますし、そしてまた個人情報の話が出てくるのであれば、個人情報保護委員会なんかも交えて議論していければと思いますので、何かこのデータ利活用のところで、どこまでこの場で最後の結果といったところまでできるかは別として、ほかに伝えていくところは当然できますので、あわせてご意見としていただければと思います。

岡村委員長 ありがとうございます。

あと、その問題は規制改革会議でも検討作業を行っていたり、かなりあちらこちらで議論されている問題であったり、今ちょうど国会にデータの利用基本法が議員立法で上がってきたり、これも与野党共同での提案という形になっていますので、かなり動きのある最中で、それらの動きを見据えながらという形にはせざるを得ないのだらうと思われまして、それもどのような形で取り入れることができるのかということも含めて、また事務局で検討を願いたいと思えます。

大水委員。

大水委員 そういう意味で、この技術的制限手段の無効化についてのコメントをさせ

ていただきたいのですけれども、よろしいですか。

岡村委員長 はい。

大水委員 これ、もともとの制限手段をみていますと、やはり公開というか、誰かが誰かにコミュニケーションをするときの制限手段というイメージがありまして、このデータベースあるいはデータといったときに、必ずしも誰かが誰かにコミュニケーション お客様さんに渡すとかというところはあるにしても という前提ではない。そうすると、結局誰かの、例えばGoogleさんのデータベースをとりに行くというようなことになると、これはもうどちらかという不正アクセスというイメージの活動になっていまして、そういう全体でこれを理解していいですかというところの質問なのですけれども。つまり、技術的制限手段というのは、誰かが第三者に対して提供するときに、そのアクセスをある一定の方向に制限するという目的、例えばDVDだとかそういったものをお渡しするときにリージョンコードをつけてみたり、リッピング防止をつけてみたりと、そういう提供するという前提の行為に対しての議論に限定するというふうに考えてよろしいでしょうか。

岡村委員長 これも事務局からお答えいただいたほうが早いですね。

諸永室長 多分その反対側にあるのは、自分で隠して守っているようなもののセキュリティの暗号化というような意味ですか。

大水委員 そこをハッキングに行くと。そういう活動のところは、それはハッカー代行をやる人もいるかもしれませんし、クラウドの場合だと、ある領域にアクセスできるけれども、ある領域にアクセスできないところを破りにいくとか、いろいろなパターンが挙げられると思うのですけれども、ちょっとその境界線がなかなか認識しにくいなというのでちょっと質問させていただいたのですけれども。

諸永室長 その部分は、不特定多数に渡す、放送みたいに伝えていくのか、もしくはあなただけよといった暗号をかけて渡していくのかは別として、誰かに渡すもの、ということ念頭に置いています。

岡村委員長 どちらかという、伝統的ないわゆるスクランブルを放送にかける、あるいはコピー・ワンスなんていう言い方をされますけれども、あれはどちらかという技術制限手段であることはもう皆さんご存じのとおりですので、どちらかというそういう方向を伝統的に念頭に置いているという、こういう理解ですね。

諸永室長 その中でデータの利活用というときには、渡していくものが、音とか映像とかというコンテンツ以外に、渡す対象も増えてきていませんかというのが議論の発射台

かなと思っています。

岡村委員長 裁判例なんかでも若干要件をめぐって争いになったようなものもありますものですから、これに過不足がないかどうかということをもう一度確認したいという、こういうご趣旨で理解してよろしいでしょうか。大水委員、よろしいでしょうか。

では、あと、野口委員、お待たせしました。

野口委員 済みません、個人情報のお話にしりぞいてしまうのですけれども、大水委員【 個人情報の指摘をされたのは池村委員であったと記憶しておりますが、野口委員が言い間違えられたかもしれません】ですとか相澤委員からご指摘があったとおり、確かに個人情報との関係は非常に大事なかなというふうに思っています。その中で、どこの論点が重要になってくるのかという意味では、個人的には私は、容易照合性の部分と、匿名加工データの部分かなと思っているのですけれども、例えば、先ほどの車の例で相澤委員のほうから、走行データをとっているときには当然その所有者のデータが混じっているのではないかなというようなご指摘もいただいたのですけれども、車を、車A、車Bと匿名化して、その匿名化した情報にしか走行情報がひもづかないように集めるとか、プライバシー・バイ・デザインというようなことが議論をされているように、工夫の余地がいろいろあると思うんですね。その一方で、A自動車の所有者データも、もしかしたら同じ会社の中でどこかではもっているかもしれないが、簡単には社内でも照合できないように管理することも可能です。どの程度照合できれば、A自動車の走行情報も個人情報になるのかとか、そのあたりの議論が実際やはり重要になって来ていて、このようなデータの利活用の促進の際には、これらの点をどう解釈するのかというようなところが実際影響してくると思いますので、ご指摘として非常に重要なご指摘かなと思いました。

岡村委員長 私も非常に重要なご指摘だと思います。それとともに、匿名加工情報化に関しましては、いずれかという個人情報保護委員会などがさまざまな検討作業をされて、そのためのガイドラインもお出しになり、かつ今後はQ & Aも出して具体化をされるということの途上にある状態でありますし、そういうものも見据えてやっていかないといけないというのと同時に、なかなかやはりそういう垣根という問題もありますので、それも踏まえてどうするかということ事務局ともども今後ご検討願えればと存じます。

あと、相澤委員、お願いします。

相澤委員 個人情報でなくても、暗号化に関連するところでよろしいですか。

岡村委員長 では、個人情報でまだこれだけはいっておきたいという方がいらっしゃる

いましたら。それがなければ次の相澤委員の議題に進ませてくださいけれども、特に  
ございませんですね。では、相澤委員、よろしくお願いします。

相澤委員 先ほど暗号化の問題が出ましたが、放送等について考えると、リバースエ  
ンジニアリングの問題は余り考えてなくてよかったと思うのですけれども、その情報が技  
術にかかると、リバースエンジニアリングの問題も生じてきます。保護を広げていった  
場合に、この点についても考慮していただきたいと思います。

岡村委員長 要は、この場の議題ではないですが、リバースエンジニアリング自体が、  
プログラムなんかの場合も含めて著作権法上もグレーゾーンになっていますし、こっちの  
ほうで完全にクローズにするという形のような、方向性次第では技術の発展を妨げないよ  
うにと、こういう趣旨ですね。

相澤委員 例えば、暗号に対する保護を強くした場合に、リバースエンジニアリング  
等が阻害される虞についても議論をしたほうが良いという趣旨です。

岡村委員長 では、その際には、またさらなる具体的なご意見のほうをひとつお願い  
いたします。

では、第1回目でありますし、あくまでもこれは事務局のたたき台としてこの3つのテ  
ーマが上がっているだけで、最初に室長からお話がありましたとおり、これ以外にも検  
討すべき重要な論点があるのではないのかというようなご意見もあろうかと存じますので、  
それも含めて自由闊達にご意見をおっしゃっていただければと存じますが、いかがでしょ  
うか。

では、長澤委員、お願いいたします。

長澤委員 ぜひ議論してもらいたいと思うことが2つありまして、1つは、営業秘  
密として認められるためには3つ要件がありますよね。先ほど私は、秘密管理性について  
若干大目にみてほしいという話をしましたが、有用性については余り低くしてしまうと非  
常にまずいことが起こるのではないかというふうに危惧しています。というのは、データ  
そのものに近い状態でも有用性を認め営業秘密としての要件を充足するように認めると、  
もっていればどのようなデータでも営業秘密になってしまうことを危惧しています。更  
にいうと、我が国にとっては余り得ではないのではないかと思います。大量にもっている所  
有者たちは恐らく別の国にいる可能性が高いのではないかと思います。つまり、我が国には  
ない資金力がある国の、大きな資本を有している所有者が、データを大量に所有する可  
能性も非常に高くなると思います。そのような大量のデータに対して創作を施し、ビジネス

に使えるようにする工夫を考え出して、有用性を高めることが、この国の強いところであると思っています。

それから、同じような論点ですけれども、これは不競法ではないのですが、著作権としての創作性、これもどこまで認めるかというのを、こういう場で、我が国としてどうするかというのを議論できたらと思います。紹介されている24から26スライドあたりには裁判例が示されているのですが、なかなか納得がいくものが多いと私は思いました。確かにここまで著作性を認めなくてもいいと感じます。従って、明らかに悪意があったから、民法により不法行為で裁いたというのは非常にリーズナブルだと思います。これを著作権侵害としてしまうと、では、同じようなタイプのデータは、あれもこれもというふうに著作権の保護範囲がどんどん広がってしまいます。今、ビッグデータとかそれに類するものに対して権利を与え、保護しなければいけないという風潮が強いので、つい何でも保護の対象という方向に向かいがちですが、本当にその方向が正しいかというと、私はちょっと疑問もっています。あるレベルでの創作性、あるレベルでのビジネスの有用性という考えが必ず必要になるのではないかと考えています。

これは意見です。

岡村委員長　ありがとうございます。今の件に関連するご意見はありますでしょうか。これは文化庁の方も今日はおいでになっていないけれども、オブザーバーでいらっしゃると。ただ、著作権法部会ではございませんので、なかなかちょっと議論しにくいところも正直申し上げてありますけれども、いずれかというところのほうで、現行法による保護の対象外なのか対象内なのかというところで、あとそれを補うべきかどうかというようなところで関連してくると思いますので、そこは事務局のほうもさらに工夫した資料が出てこようかと存じますけれども、この点いかがでしょうか。

諸永室長　ありがとうございます。まさに創作性をどうするかとか著作権を、他法の部分にどこまでというところは、今この瞬間にできますよとかできませんよという話ではないのですけれども、今、委員長からご紹介いただいたように、他法でここが今現行どうなっているか、例えば保護されていないからとかだとすると、ではその部分を新たにどうするのかという議論はできると思いますし、あと、政府全体でいきますと、知財事務局にも今日は来てもらっていますけれども、論点として拾ってもらうことは当然できますので、ぜひ事務局のほうでもいろいろ整理していきたいと思っています。

岡村委員長　ありがとうございます。

まだ今日は1回目で、最初の論点提示の時間をゆっくりとっておりますので、これもいいたいというようなことがありましたら、もうご忌憚なくおっしゃっていただきましたら、あと10分強程度は時間がございますので、いかがでしょうか。

相澤委員の、最初、総論的な問題とおっしゃっていたところもちょっと気になっておりましたので、よろしければ。

相澤委員 現在は、グローバル化しているので、国内法の議論をするときに、どういう制度にしたときに国際的に現実的に意義を発揮するのかということを念頭に議論をする必要があるだろうと思います。

それから、オープン・クローズということがよくいわれるのですけれども、オープンの議論の基礎となる特許法をどうするかという議論がもう一つなされていないのではないかと思います。現在にあったビジネスモデルに基づいて投資が行われるので、投資に貢献する制度設計をしなければならないと思います。

もう一つは、法制度の議論は、技術の後追いになります。そうすると、改正された制度が時代遅れになっているということもあります。例えば、検索に関連する著作権法の権利制限規定は時代遅れともいうべきで、改正をしても、ビジネスへの参入を促すことはできませんでした。したがって、将来への柔軟性というものを考えていただく必要があります。不正競争防止法の営業秘密に関する刑罰規定について、かつて、日本企業が外国で刑事事件に巻き込まれることがありました。外国における不利益な取扱も含めて、法政策を考えていただきたいと思います。

岡村委員長 ありがとうございます。

今日はTPPの国会審議の最中のごさいますので、そちらのほうも気になる場所でもありますけれども、今、相澤委員からお話があった点について、ほかの委員の先生方は何か、私はこれをいいたいというようなお話はございますでしょうか。また、関連の有無を問わず、オブザーバーでいらっしゃっておられる省庁の方々も何かご意見あるいはご指摘がございましたら、ご忌憚なくお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

内閣府知的財産戦略推進事務局 何度か名前が挙がっている内閣府の知的財産戦略推進事務局でございます。

今日いろいろなご議論があった中で関連いたしまして、私ども、AIに関連する技術と、それからデータ周りについて、知的財産制度、それから施策について全体的に俯瞰するような形で議論をするべく、今年の10月末、具体的には10月31日に第1回会合を開きまして、

第2回は今日午前中にやったばかりですけれども、新たな情報財検討委員会というのを設けてまして検討を始めたところでございます。AI関連技術につきましては、今日出てきたような話、学習用データとか、AIを学習させて学習済みモデルをつくる場所、それから学習済みモデルを使って出力を得て、それをいかにサービスにつなげていくかといったところまでやってございます。年内はAIについて、また次回まで、12月19日にやる予定ですが、AIについて、そして年明けから2回ほどデータ関係の取り扱いについて、こちらの検討委員会ともかぶるところがございますけれども、やっていこうと考えてございます。

それで、ここでの委員会ですべてを対象にするかというのはオブザーバーとして申し上げる立場にないですけれども、個人情報であるとか、今、長澤委員からおっしゃられていた著作権法の、著作物の創作性のあり方とかというものも出てまいりましたけれども、一応関連するものについては私どもも何らかの形で触れることにはしたいと思っております。一応初回の会合において、どういったところが関連する会議体であるかというのは整理をさせていただいております。だから、そういう意味で、私どもは現行委員会でも個人情報を直接扱うということは多分ないと思います。けれども、それが、そのデータ利活用の規律の一つであるということは一応認識をしながら、知財の側面からどういう検討ができるかというのをやっていこうと考えてございますので、ご関心があれば、基本的にオープンな会合でございますので、人気が高くて結構、今日も席が満席ではありましたが、登録することができますので、私どもの検討のほうについても見守っていただければ、こちらの委員会とも連携をさせていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

岡村委員長　ありがとうございます。

順番というあれではないですが、警察庁のほうでもし何かご指摘点等は。特にございませんか。

仁科特許庁総務課企画調査官　特許庁の企画調査官の仁科でございます。

時々特許という話もございましたし、今、相澤委員のほうからオープン・クローズ戦略の中で、秘匿する部分だけではなくて公開するところについてもしっかり議論すべしというご指摘をいただいたところでございます。

今日は、事務局のほうから参考資料という形でご用意いただいておりますでしょうか。オープン・クローズ戦略の図をご用意いただいているかと思うのですが、入っていますか。

諸永室長 一番最後の資料で。

仁科特許庁総務課企画調査官 まさに今、相澤委員からご指摘いただいた、クローズの部分については営業秘密としてこの委員会でご議論いただいております、一方、オープンの部分については標準必須特許の話ですとか、ライセンス契約の話ですとか、あるいはそもそも特許権の機能である排他的利用というような話がございまして、このオープンの部分については相澤委員ご指摘の特許法の議論があるというふうに考えております。今、経済産業省の中では、この図にあります情報の公開・非公開の間もしっかり連携をとりまして別途検討会で検討させていただいているところでございますので、そちらの情報も共有させていただきながら、こちらの委員会の議論に参加していきたいと思っております。

岡村委員長 ありがとうございます。まさにオープン・クローズの使い分け、あるいは出願との関係で、要は迅速性を要するかどうか、あるいは費用のこと等々、いろいろな組み合わせがあると思いますので、ひとつその点も踏まえて今後ご発言のほうをお願いできればと存じます。

法務省の皆さんは、もし何かございましたら。大丈夫でしょうか。

あと少しだけ時間がありますので、委員の先生方も、まだこれは言い足らなかったとか、そういうのがもしありましたらどうぞ。もしございませでしたら、次回会合までの間にまたメールなどでいただくことも今日かと存じます。

たくさんの今日は宿題をいただいた形になりました。それを踏まえて、では多少時間も近づいてまいりましたので、今後の進め方という点で事務局のほうからお話をいただきたいと思っております。

諸永室長 ありがとうございます。本日はさまざまなご意見をいただきまして、事務局でも整理をしながら、そして、やはりどこの部分を保護すべきなのかというようなニーズというのは我々だけで考えてもなかなか進まない部分がございますので、ぜひ委員の方ご自身、もしくは団体の方、企業の方と意見交換をさせていただきながら進めていきたいと思っております。

そして、委員の方々の席上のほうには次回以降の日程の案という形で示させていただいておりますけれども、次、第7回を、ちょっと先になってしまいますが、1月31日をpushさせていたいただきたいというふうに思っています。そして、7回以降、8回、9回といったところを、来年の2月15日を第8回、そして3月17日を第9回という形で進めていきたいと思っております。時間などに関しましては、また事務局のほうから改めてご連絡のほう

をさせていただきたいと思っています。

そして、その際には、この委員の方々からのプレゼン、もしくはゲストスピーカーというような形で、まさにこのデータの利活用などを行われている方、もしくは技術的制限手段などを実際に使われているようなところという、ヒアリングというのか、意見交換、ゲストからの提案という形なのかは、ちょっと委員長とご相談させていただきながら進めていきますけれども、もう少し類型など、そんなところがイメージの湧きやすいような形で進めさせていただきたいというふうにと思っています。

岡村委員長　それでは、もし、先ほども申し上げましたとおり、後で本日は言い忘れたというようなことの点がございましたら、また事務局宛てに委員の先生方から直接メールなどをいただくことで次回の論点あるいは進行に反映をさせていただきたいと思いますので、それもあわせてお願いしておきたいと思います。

それでは、以上をもちまして産業構造審議会知的財産分科会の営業秘密の保護・活用に関する小委員会第6回会合をお開きとさせていただきたいと思います。本日は長時間のご審議にご協力いただきまして、まことにありがとうございました。

諸永室長　営業秘密の部分とは若干異なるのですがけれども、不正競争防止法全体で考えますと、外国公務員贈賄防止というものもうたっておりまして、ちょうど新しくつくりましたこのパンフレットを皆様に配付させていただいていますので、ぜひご覧いただきながら、そして裏面などには、仮に海外で言われた場合はこれを提示してね、というものも書かせていただいていますので、ぜひご活用いただければと思います。本日はありがとうございました。

岡村委員長　ありがとうございました。

了